

十六国夏の年号について

はじめに

一九八〇年代以降、五胡十六国時代の年号研究に大きな進展をもたらしたのは「吐魯番出土文書」を始めとする甘肃省や新疆維吾爾自治区から出土した文物である。それらの文物を用いた馬雍・侯燦・呉震・柳洪亮・韓中民・朱雷・余太山・殷光明・王素・關尾史郎・白須淨真などの諸氏の研究⁽¹⁾により、前涼において西晋の「建興」、東晋の「升平」・「咸安」の年号が使用されたことが確認され、編纂史料には見られなかった北涼の「承陽」・「縁禾」・「太縁」・「建平」・「承平」の年号の存在が知られるようになった。さらに年号の使用状況から、前涼と東晋、北涼と夏・北魏、前秦の

三 崎 良 章

涼州刺史梁熙と後秦の関係なども明らかになった。

そのうち北涼の年号については、關尾史郎氏⁽²⁾と王素氏⁽³⁾の一連の研究などによると、次のように理解できるであろう。

後涼に服属していた盧水胡の沮渠氏が、三九七年四月に建康で漢人段業を涼州牧・建康公に擁立して後涼から自立し、北涼が建国されたが、その際「神璽」年号が制定された。その後、四〇一年四月に沮渠蒙遜が涼州牧・張掖公と称して北涼の支配者となったときに「永安」と改元して以後、年号は「玄始」―「真興」―「承陽」―「承玄」―「義和」と続き、ついで沮渠蒙遜の子の沮渠牧犍のときに「永和」―「縁禾」―「太縁」―「承和」―「建平」の年号が順次制定され、さらに当時の都であった姑臧の陥落後、沮渠牧犍の弟の沮渠無諱が吐魯番で「承平」の年号を使用した。このう

ち「真興」と「承陽」は当時の東の隣国である夏の年号を奉用したものであるが、「真興」は夏の年号をそのまま使用し、「承陽」は夏の「承光」の「光」字を意通の「陽」字に変えた年号である。夏の「真興」・「承陽」を沮渠蒙遜が奉用したのは、北涼が夏に臣属したことによる。その後北涼は「承玄」と改元したが、それは北涼が夏の支配から脱することができたことから、自立していた時代の「玄始」を継承し、その間の屈辱の歴史を抹消するためであった。さらに「義和」・「永和」は独自の年号であるが、その後の「縁禾」と「太縁」はやはり東隣の北魏の「延和」と「太延」の「延」字を音通の「縁」字に、また「和」字をやはり音通の「禾」字に変えた年号で、これらを奉用したことは北涼が北魏に臣属したことを意味する。その後「承和」と改元したのは、北涼が北魏の支配から離脱して自立時代の「永和」を継承し、その間の北魏に臣属した屈辱の歴史を解消しようとしたためである。四三九年に北魏によって姑臧が陥落して北涼は滅亡したが、その三年後に吐魯番で政権を復活させた沮渠無諱は、沮渠牧犍時代最後の年号である「建平」の継承を意味する「承平」年号を制定して、北涼の存続を標榜したのである。

北涼の年号、特に沮渠氏時代の年号の制定・奉用の事情を以上のように解釈したとき問題となるのは、北涼に最初

に自国の年号を奉用させた夏自体の年号に対する意識である。「十六国」諸国には、後に述べるように、年号に対してさまざまな理解が存在したようである。したがって夏における年号の意味を規定しない限り、夏の年号を奉用した北涼の年号の変遷の意味も明確にならないと考えられるからである。しかし管見によると、この点についての研究はこれまでほとんど行なわれていないようである。私はかつてこの問題を検討したことがあるが、⁽⁴⁾「十六国」諸国全体の年号制定状況からの考察が不十分であったので、本論においてはその点を踏まえ、改めて、北涼に最初に夏の年号の使用を強いた初代君主赫連勃勃の年号に対する意識、さらにその年号「真興」の意味を検討してみたい。

一 「十六国」諸国の年号制定状況

夏の年号の特性を明らかにするために、「十六国」諸国全体の年号制定状況を確認しておきたい。まず「十六国」諸国の年号を⁽⁵⁾表1に示す。この表から分かるように、五胡十六国時代に年号を制定した国家(勢力)は句渠知の大秦などの反乱集団も含めると三一を数え、それにはいわゆる「十六国」はすべて含まれる。年号を制定した君主の称号としては皇帝の他、天王・王・公・州刺史(牧)、さ

表1 「十六国」諸国の年号

国	首長	称号	年号	使用期間(年.月)	建元・改元の事由(出典)	
成漢	李特 李雄	牧	建初	△ 302.5~304.9	益州牧自称(晋120・魏96)	
		王	建興	△ 304.10~306.6	成都王即位(晋121・通85)	
	李期 李寿 李勢	皇帝	晏平	○ 306.6~310.12	皇帝即位(魏96・通86)	
		皇帝	玉衡	○ 311.1~334.12	巴郡平定(晋121・通87)	
		皇帝	玉恒	○ 335.1~338.3	皇帝即位(晋121・通95)	
		皇帝	漢興	○ 338.4~343.12	皇帝即位(晋121・魏96・通96)	
		皇帝	太和	△ 344.1~346.9	皇帝即位(晋121・魏96・通97)	
皇帝	嘉寧	○ 346.10~347.3	平定李奕(晋121・通97)			
前趙	劉淵	王	元熙	○ 304.10~308.9	漢王即位(晋101・魏95・通85)	
		皇帝	永鳳	○ 308.10~309.1	皇帝即位(晋101・魏95・通86)	
	劉聰	皇帝	河瑞	○ 309.1~310.6	得玉璽(晋101・魏95)	
		皇帝	光興	○ 310.7~311.5	皇帝即位(晋102・魏95・通87)	
		皇帝	嘉平	△ 311.6~315.2	遷懷帝・恵帝羊后・伝国六璽于平陽 (晋102・魏95・通87)	
	劉粲 劉曜	皇帝	建元	△ 315.3~316.10	太廟新成(晋102)・害懷帝(魏95)	
		皇帝	麟嘉	○ 316.11~318.7	長安平定・執愍帝 (晋102・魏95・通89)	
		皇帝	漢昌	○ 318.7~318.8	皇帝即位(晋102・魏95・通90)	
前涼	張軌 張寔 張茂 張駿 張重華 張耀靈 張祚 張玄靚 張天錫	刺史	建興(西晋)	313.4~353.12	皇帝即位(晋86) 涼王即位(魏99) 西平公自称(晋86) 張天錫專掌朝政(晋86)	
		刺史	和平	△ 354.1~355.9		
		刺史				
		刺史	西平公	建興(西晋) 升平(東晋)		355.閏9~361.11 361.12~372
		仮涼王				
		西平公	咸安(東晋)	372 ~376.8		
		皇帝				
	王					
西平公						
大秦 *1	句渠知	主	平趙	○ 320.6~320.7	建国(通91)	
後趙	石勒	王	太和	△ 328.2~330.9	獲黑兔(晋105)	
		皇帝	建平	△ 330.9~333.7	皇帝即位(晋105・魏95・通94)	
		皇帝	延熙	△ 333.7~335.1	皇帝即位(晋105・魏95・通95)	
	石弘 石虎	天王	建武	△ 335.1~348.12	居撰天王即位(晋106・通95)・ 大趙王即位(魏95)	
		石鑿 石祗	皇帝	太寧	△ 349.1~349.11	皇帝即位(晋107・魏95・通95)
			皇帝	青龍	△ 349.11~350.閏2	皇帝即位(魏95・通98)
小秦 *2	侯子光 (李子楊)	帝	龍興	△ 337.7~337.7	大黃帝即位(晋106・通95)	
		帝	龍興	△ 337.7~337.7	大黃帝即位(晋106・通95)	
代	拓跋什翼犍	王	建国	○ 338.11~376.12	代王即位(魏1・通96)	
冉魏	冉閔	皇帝	永興	△ 350.閏2~352.4	皇帝即位(晋107・通98)・ 建国(魏95)	
前秦	苻健 苻生	天王	皇始	○ 351.1~355.6	天王即位(晋112・魏95・通99)	
		皇帝	寿光	○ 355.6~357.5	皇帝即位(晋112・魏95・通100)	

	苻堅	天王 天王 天王 皇帝	永興 甘露 建元 太平	△ △ △ △	357. 6~359. 6 359. 6~364.12 365. 1~385. 7 385. 8~386.10	天王即位 (晋113・魏95) 甘露降 (前秦録) 皇帝即位 (晋115・魏95 (太安)・通106) 皇帝即位 (晋115・魏95・通106) 皇帝即位 (晋115・魏95・通108)
	苻登 苻崇	皇帝 皇帝	太初 延初	△ ○	386.11~394. 7 394. 7~394.10	皇帝即位 (晋115・魏95・通106) 皇帝即位 (晋115・魏95・通108)
前燕	慕容儁	皇帝 皇帝	元璽 光寿	○ ○	352.11~357. 2 357. 2~360. 1	獲伝国璽・皇帝即位 (晋110・魏95・通99) 立皇太子 (晋110・通100)・ 鄴遷都 (魏95) 皇帝即位 (晋111・魏95・通101)
	慕容暉	皇帝	建熙	○	360. 1~370.11	皇帝即位 (晋111・魏95・通101)
張秦 *3	張琚	王	建昌	○	352. 1~352. 5	秦王即位 (通99)
(成漢)*4	李弘	王	鳳凰	△	370. 8~370. 9	聖 (道) 王即位 (晋58・通102)
張蜀 *5	張育	王	黒龍	○	374. 6~374. 9	蜀王即位 (通103)
後燕	慕容垂	王 皇帝 皇帝 王 皇帝 皇帝 天王 皇帝 天王 天王	燕元 建興 永康 建平 長楽 光始 建始	○ △ △ △ ○ ○ △	384. 1~385.12 386. 1~396. 4 396. 4~398. 4 398. 7~398.12 399. 1~401. 7 401. 8~406.12 407. 1~407. 7	燕王即位 (晋123・魏95) 皇帝即位 (晋123・魏95・通106) 皇帝即位 (晋124・魏95・通108) 称制 (晋124・通110)・ 皇帝即位 (魏95) 皇帝即位 (晋124)・ 庶民天王改称 (魏95) 皇帝即位 (晋124・魏95)・ 天王即位 (通112)
(後燕)*6	慕容詳	皇帝	建始	△	397. 5~397. 7	皇帝即位 (通109)
昌黎 *7	蘭汗	王	青龍	△	398. 4~398. 7	昌黎王即位 (魏95・通110)
西燕	慕容泓 慕容冲 段随 慕容覲 慕容瑶 慕容忠 慕容永	皇帝 王 王 皇帝 皇帝 皇帝	燕興 更始 昌平 建明 建平 建武 中興	○ △ ○ ○ △ △ ○	384. 4~384.12 385. 1~386. 2 386. 2~386. 3 386. 3~386. 3 386. 3~386. 3 386. 3~386. 9 386.10~394. 8	承制 (晋114・魏95・通105) 皇帝即位 (晋114・通106) 燕王即位 (魏95・通106) 燕王即位 (魏95・通106) 皇帝即位 (魏95・通106) 皇帝即位 (魏95・通106) 皇帝即位 (載115・魏95・通106)
後秦	姚萇 姚興 姚泓	王 皇帝 皇帝 王 天王 皇帝	白雀 建初 皇初 弘始 永和	○ △ ○ ○ △	384. 4~386. 4 386. 4~394. 5 394. 5~399. 9 399. 9~416. 2 416. 2~417. 8	万年秦王即位 (晋116・魏95・通105) 皇帝即位 (晋116・魏95・通106) 皇帝即位 (晋117・魏95・通108) 降号称王 (晋117・通111)・ 降称天王 (魏95 (洪始)) 皇帝即位 (晋119・魏95・通117)
西秦	乞伏国仁 乞伏乾帰 乞伏熾盤 乞伏慕末	大单于 单于 王 王 王 王	建義 太初 更始 永康 建弘 永弘	○ △ △ △ ○ ○	385. 9~388. 6 388. 6~400. 7 409. 7~412. 8 412. 8~419.12 420. 1~428. 5 428. 5~431. 1	大单于即位 (晋125・魏99)・ 单于即位 (通106) 河南王即位 (晋125・魏99・通107) 秦王即位 (晋125・魏99・通115) 河南王即位 (晋125・魏99・通116) 立太子 (晋125・通119) 秦王即位 (魏99・通121)
(前涼)*8	張大豫	牧	鳳凰	△	386. 2~386.11	涼州牧自称 (通106)
後涼	呂光	公	太安	△	386.10~389. 2	閻苻堅死 (晋122・通106 (大安))

北魏	拓跋珪	王	登国	○	386. 1~396. 6	代王即位 (魏2・通106)
		王	皇始	△	396. 7~398.11	建天子旌旗出入警蹕 (魏2・通108)
		皇帝	天興	○	398.12~404.10	皇帝即位 (魏2・通110)
	拓跋嗣	皇帝	天賜	○	404.10~409.10	
		皇帝	永興	△	409.10~413.12	皇帝即位 (魏3・通115)
		皇帝	神瑞	○	414. 1~416. 4	禎瑞頻収 (魏3)
	拓跋燾	皇帝	泰常	○	416. 4~423.12	
		皇帝	始光	○	424. 1~428. 1	
		皇帝	神䴥	○	428. 2~431.12	定州獲白片 (魏112下)
		皇帝	延和	○	432. 1~435. 1	立皇太后・皇后・皇太子 (魏4上・通122)
		皇帝	太延	○	435. 1~440. 6	
		皇帝	太平真君	○	440. 6~451. 6	皇孫濬生 (魏4下・123)

注：北魏を除いて、建元の早い国の順に並べる。
五胡十六国時代を扱う意図から、北魏は太平真君までとする。

- *1 前趙支配下の関中の反乱集団。
- *2 後趙支配下の京兆の反乱集団。
- *3 前秦支配下の関中の反乱集団。
- *4 前秦支配下の広漢で成漢の李勢の子と称した。
- *5 前秦支配下の成都の反乱集団。
- *6 後燕皇族で皇帝慕容宝に対して後燕皇帝を自称した。
- *7 後燕皇帝慕容宝を殺害して自立した勢力。
- *8 前涼君主張天錫の世子で呂光に対抗して姑臧付近で前涼復活を図った。
- *9 前秦支配下の関中の反乱集団。
- *10 東晋元帝の「大興」(318年3月~321年12月)の踏襲と考える。
- *11 北魏支配下の上党の反乱集団。国名は知られていない。
- *12 宋支配下の成都の反乱集団。

年号欄の記号：△=踏襲年号 ○=前例のない年号 (他国の年号の奉用については扱わない)
出典欄の記号：晋=『晋書』 魏=『魏書』 宋=『宋書』 通=『資治通鑑』 数字は巻数

らに(大)単于もあり、皇帝や天王⁽⁶⁾だけが年号を制定できるという認識は共有されていなかった。しかし一方で春秋などの故事に倣って建元の際に、年号ではなく、「某王元年」と称する君主も存在した。すなわち後趙の石勒は『晋書』巻一〇五石勒載記下太興二年(三一九)条に、

(石) 勒偽称趙王、……依春秋列国・漢初侯王每世称元、改称趙王元年。

とあり、前燕の慕容儁は『晋書』巻一一〇慕容儁載記永和五年(三四九)条に、

(慕容儁) 僭即燕王位、依春秋列国故事、称元年。とあり、南燕の慕容徳は『晋書』巻一二七慕容徳載記隆安二年(三九八)条に、

(慕容) 徳依燕元故事、称元年。と記されている。⁽⁷⁾これらはいずれも建国直後のことであり、彼らはその数年後には年号を制定する。⁽⁸⁾このように五胡十六国時代には年号に対してさまざまな認識が併存しており、すべての「十六国」諸国が一樣な年号意識をもっていたとはできないのである。

年号の制定・使用の状況を検討する際問題になるのは、即位同時改元か踰年改元かという点であるが、この問題に関して山口洋氏⁽⁹⁾は後漢から南北朝時代について

て検討した。それによると、後漢以後、一王朝内での皇位継承において、理想的には必ず踰年改元が行なわれるべきであるとされていたが、実際には状況に応じて即位同時改元が行なわれている。さらに「十六国」諸国では踰年改元はほとんど実施されず、主に即位同時改元が行なわれたが、その理由としては皇位継承を巡る争いのため先帝が殺されたり廃位されたこと、諸政権を巡る緊張した対外関係により、皇位継承が行なわれた際には政権に空白を作らずに他の勢力の介入を阻止する必要があったこと、が挙げられる。そのため『晋書』卷一二六秃髮利鹿孤載記に、

既踰年、赦其境内、改元曰建和。

とあるように、踰年改元されたときにはそれが特筆されることになる。

また鈴木桂氏⁽¹⁰⁾は『晋書』載記に見られる年代記載の相違に着目し、その相違は即位同時改元法を採っていた「十六国」諸国の紀年を載記編纂者が踰年改元法で記載したために生じたとして、やはり「十六国」諸国では即位同時改元が行なわれていたとした。これらの研究によると、五胡十六国時代においては即位同時改元が一般的であったことになる。〈表1〉によると、踰年改元は成漢の李期の「玉恒」(三三五年)、李勢の「太和」(三四四年)、前涼の張祚の「和平」(三五四年)、西燕の慕容冲の「更始」(三八五年)、

南涼の秃髮利鹿孤の「建和」(四〇〇年)、北燕の馮弘の「太興」(四三一年)、北魏の拓跋燾の「始光」の七例があり、代替わりが合計五四回あるなかではやはり少なく、即位同時改元が一般的であったとして間違いはない。しかし踰年改元も相当数行なわれていたことにも留意する必要がある。

次に年号に用いられる文字の問題がある。中国の年号に使用される文字については古く市村瓊次郎⁽¹¹⁾の研究があるが、中国の年号の全体像を概観したもので、「十六国」については特に言及されていない。一方、近年の池田温⁽¹²⁾の研究は東アジアの全時代にわたって年号の踏襲・模倣を検討したものであり、特にこの時代に関しては次の三点の指摘が重要である。すなわち、①年号の踏襲は四世紀に約五〇%、五世紀に四五%強という高い率を示す。②年号の重複を否定する見解はもとより存したが、決してそれが全般を支配した訳ではなかった。③年号の襲用は主として記憶に残る数世代内の先例から選択され、決して尚古思想によらなかつた。

この池田氏の示した年号の踏襲について、五胡十六国時代の諸国を国ごとに整理すると〈表2〉のようになる。すなわち全制定年号数の合計が一二三、踏襲年号数の合計が五九であるから、踏襲率は約四八・〇%となり、全体とし

表2 「十六国」諸国の年号踏襲率

	全制定 年号数	踏襲 年号数	比率(%)
成漢	8	3	37.5
前趙	9	2	22.2
前涼	1	1	100.0
大秦	1	0	0.0
後趙	7	7	100.0
小秦	1	1	100.0
代	1	0	0.0
冉魏	1	1	100.0
前秦	8	5	62.5
前燕	3	0	0.0
張秦	1	0	0.0
(成漢)	1	1	100.0
張蜀	1	0	0.0
後燕	7	4	57.1
(後燕)	1	1	100.0
昌黎	1	1	100.0
西燕	7	3	42.9
後秦	5	2	40.0
西秦	6	3	50.0
(前涼)	1	1	100.0
後涼	5	3	60.0
翟魏	2	1	50.0
竇秦	1	1	100.0
南涼	4	3	75.0
北涼	10	4	40.0
南燕	2	1	50.0
西涼	4	2	50.0
夏	6	0	0.0
北燕	3	3	100.0
(胡)	1	1	100.0
程蜀	1	1	100.0
後仇池	1	1	100.0
北魏	12	2	16.7
合計	123	59	48.0

ては池田温氏が提示した四、五世紀の率に近い数字になる。つまり西晋・南北朝を除いた「十六国」においては、制定年号の半数強が新たな年号、半数弱が前例のある年号であり、「十六国」全体としては踏襲年号あるいは前例のない年号が使用されたと言うことはできないのである。

しかし個々の国家や君主について見ると、年号の踏襲について特徴的な国家や君主が存在することに気づく。すなわち後趙と北燕は制定した年号すべてが前例のある年号であり、前燕と夏は逆にすべて前例のない年号を制定した。また前趙の劉淵は制定した三つの年号すべてが前例のないものであり、前秦の苻堅は三つの年号すべてが踏襲である。

三例程度でその国家の年号に対する意識を指摘することは危険かもしれないが、七例すべてが踏襲年号である後趙と、六例すべてが前例のない年号である夏が年号について特徴的な傾向を有していたことは指摘できるであろう。そうした傾向は偶然現れた可能性も否定できないが、何らかの意図が存在した可能性も考えられる。

踏襲された年号のなかでは「太初」年号が注目される。前秦は苻堅死後に皇帝に即位した苻登が三八六年一月から三九四年七月の間に「太初」年号を使用した。ところが苻堅死後に前秦から独立した西秦で、第二代君主の乞伏乾歸が河南王に即位した三八八年六月に「太初」と改元し、これは四〇〇年七月まで続く。したがって三八八年六月から三九四年七月までの約六年間は隣接する二国が同時に「太初」年号を使用したのである。さらに三九七年一月に西秦の北隣に建国した南涼の秃髮烏孤は「太初」と建元し、三九九年一二月まで使用した。すなわち三九七年一月から

四〇〇年七月までの三年半の間、やはり隣接する二国が同時に「太初」年号を用いたのである。

前秦と西秦、西秦と南涼がそれぞれ相互の年号の情報をもっていないかった可能性もあるが、『晋書』卷一二五乞伏乾歸載記には、

太元十四年、苻登遣使署乾歸大將軍・大单于・金城王。とあるように、太元一四年（三八九）に前秦は西秦を冊封している。また同載記には、

秃髮烏孤遣使來結和親。

とあるが、これは三九七年の南涼建国直後のことと考えられる。すなわち前秦と西秦、西秦と南涼は密接な関係にあり、相互の年号を知らなかったとは考えにくい。すなわちこれら三国は連携しつつ、同じ「太初」年号を使用していたわけである。

また「太初」ほど明確ではないが、前燕で慕容儁が三七七年二月に制定した「光寿」という年号は、三五五年六月から三五七年六月にかけて隣国の前秦の苻生が使用していた「寿光」年号を承知した上での使用と考えるのが自然であろう。⁽¹³⁾つまりこの時代には、年号の互用について重大視していない国家も多かったのである。⁽¹⁴⁾

五胡十六国時代は西晋以前に比べ、皇帝・天王以外の称号を称して年号を制定することや、踏襲・互用年号の多さ

に見られるように、一般に容易に年号を制定したように感じられるのである。それが三九一年の高句麗広開土王の「永樂」年号制定にも影響したのである。⁽¹⁵⁾

二 赫連勃勃の年号意識

夏の年号は「龍昇」「鳳翔」「昌武」「真興」「承光」「勝光」である。このうち赫連昌の改元については『北史』卷九三僭偽附庸列伝夏列伝に、

（赫連昌）既僭位、改年承光。

とあり、赫連定の改元は『魏書』卷九五鉄弗劉虎伝に、

（赫連昌）昌敗、（赫連定）定奔於平涼、自称尊号、改年

勝光。

とあり、それぞれ即位の際の改元と考えられるから、夏の代替わりの改元は他の多くの「十六国」諸国と同様、即年同時改元であるとしてよいであろう。一方、踏襲年号か前例のない年号かという点では、夏はすべて前例のない年号を制定したことは前述した通りである。

初代君主赫連勃勃の最初の年号は「龍昇」であり、次いで「鳳翔」と改元した。この二つの年号はいずれも瑞祥に基づく年号と考えられるが、瑞祥としてはしばしば龍が先に、鳳が後に登場する。晋代に限っても『晋書』卷二三樂

志下の玄雲の条に、

玄雲起丘山、祥氣万里会。龍飛何蜿蜒、鳳翔何翺翺。

とあり、その他同書卷四六劉頌列伝の、

世之私議、竊比陛下於孝文。臣以為聖德隆殺、将在乎後、不在当今。何則、陛下龍飛鳳翔、応期踐阼、有創業之勲矣。

同書卷五二華譚列伝に見える武帝の策に対して答えた華譚の言の、

俊又龍躍、帝道以光、清德鳳翔、王化克舉。

同書卷一〇一劉元海載記の、

陛下雖龍興鳳翔、奄受大命、然遺晋未殄、皇居仄陋、紫宮之變、猶鍾晋氏、不出三年、必克洛陽。

という事例を挙げることができる。また「龍鳳」という表記はしばしば登場するが、⁽¹⁷⁾「鳳龍」という表現は見られない。そうした認識が夏でも同様に存在したことは、『晋書』卷一三〇赫連勃勃載記に記載された四一九年に刻された統万城の石碑から知ることができる。すなわち、

然純曜未渝、慶緜万祀、龍飛漠南、鳳峙朔北。……龍

升北京、則義風蓋于九区。鳳翔天域、則威声格于八表。とあり、二度にわたって龍と鳳が出現する。この石碑は赫連勃勃の功績を頌したものであるが、文中に見える「龍飛漠南」と「鳳峙朔北」、「龍升北京」と「鳳翔天域」はそれ

ぞれ対句であり、「龍」と「鳳」は対応し、ここでも「龍」が先に、「鳳」がその後登場するのである。

赫連勃勃以前の「龍」と「鳳」を含む年号は次の通りである。まず「龍」が一字目に使われた年号としては、西暦二五年に後漢の光武帝に対抗した公孫述と、三三七年に後趙政権下の安定で侯子光が皇帝を称したときの「龍興」、三九六年の後涼の呂光の「龍飛」がある。「龍」が二字目に置かれたのは、紀元前四九年の前漢の宣帝と紀元後二二九年の三国呉の大帝孫権の「黄龙」、二二三年の三国魏の明帝と三五〇年の後趙の石鑿、三九八年に後燕の慕容宝を殺害して一時自立した蘭汗の「青龍」、さらに三七四年に前秦支配下の蜀で自立した張育の張蜀の「黒龍」がある。また「鳳」を一字目に用いた年号は「鳳凰」のみで、二七二年の三国呉の烏程侯孫皓と三七〇年に東晋支配下の益州で成漢の後継を名のった反乱集団の首領の李弘・李金銀、三八六年に前秦から姑臧で自立した前涼最後の君主張天錫の子の張大豫の三例がある。「鳳」を二字目に使った年号としては紀元前八〇年の前漢昭帝の「元鳳」、紀元前一一年の前漢宣帝と紀元後二五四年の三国呉の会稽王孫亮の「五鳳」、一四年の新的王奔の「天鳳」、二五二年の三国呉の孫権と三〇三年の西晋時代の張昌の「神鳳」、三〇八年の前趙劉淵の「永鳳」が挙げられる。

このように「龍」や「鳳」を用いた年号は数多く存在し、また両者をもとに制定した君主としては、前漢の宣帝と三國呉の孫権がいるが、両者が連続して使用されてはいない。しかし赫連勃勃はそうした年号を踏襲せずに新たな年号を制定し、しかも龍を先に鳳を後に連続して使用した。そこにそれまでの君主にはない赫連勃勃の年号に対する特別な意識が感じられるのである。

赫連勃勃の三番目の年号は「昌武」であるが、「武」字を用いる年号は意外に少ない。赫連勃勃以前に「武」が一字目に使われる年号はなく、また二字目に置かれる年号は「建武」と「黄武」・「章武」だけである。市村瓊次郎氏⁽¹⁸⁾が年号にはある事実を象徴したものとともに、ある理想を表明したものが多くとし、また池田温氏⁽¹⁹⁾が平和や永続、安定を願う命名が多いと指摘しているが、それと対照的な軍事を意味する年号は少ないのであろう。さて「建武」は後漢の光武帝の最初の年号として登場する。後漢の光武帝は西暦二五年六月に建武に改元しているが、当時まだ対抗勢力が多く存在するなかで軍事力が必要とされたのであり、光武帝は「武」を年号に用いたのであろう。それを西晋の恵帝、東晋の元帝、後趙の石虎、西燕の慕容忠が踏襲した。また同様の状況は蜀の劉備の章武と孫権の黄武についても存在したと言えるであろう。

こうした観点から「昌武」の制定された四一八年一二月前後の状況を考えてみると、四一七年一二月に赫連勃勃は東晋の太尉劉裕の次子の劉義真が留守する長安の経略を開始した。そして四一八年一〇月までには関中の郡県を陥落させ、一一月には長安経略を完了する。そして一二月に皇帝に即位し「昌武」と改元した後も、東晋の残存勢力を追って蒲阪まで獲得するのである。この時期は夏の軍事力が関中に大きく進出した時期だったのであり、赫連勃勃は使用されることの少ない「武」字を用い、しかも前例のない年号を制定して軍事力行使を標榜したのである。すなわち赫連勃勃は、国家の発展段階や状況に密接に対応させた年号を制定しているように思われるのである。

三 「真興」の意味

それでは赫連勃勃が制定した四番目の年号であり、北涼に奉用を強いた「真興」にはどのような意味が込められているのであろうか。中国歴代の年号で「真」字の使用例は非常に少なく、赫連勃勃以前には存在しない。それ以後にも一字目に使ったのはわずかに北魏末に二例と明代に一例あるに過ぎない⁽²⁰⁾。二字目以降に用いた例としては北魏太武帝の「太平真君」があるが、これが道教の神に由来するこ

とは明らかである。いずれにせよ「真」は赫連勃勃が初めて使用したわけである。

次に「興」字は前述の公孫述以来、しばしば年号に用いられている。両晋・五胡十六国時期について見てみると、「真興」の他に、西晋惠帝の「永興」(三〇四年)、愍帝の「建興」(三一三年)、東晋元帝の「大興」(三一八年)、哀帝の「興寧」(三六三年)、安帝の「元興」(四〇二年)、成漢李雄の「建興」(三〇四年)、李寿の「漢興」(三三八年)、前趙劉聡の「光興」(三一〇年)、後趙時代の反乱勢力侯子光の「龍興」(三三七年)、冉魏冉閔の「永興」(三五〇年)、前秦苻堅の「永興」(三五七年)、西燕慕容泓の「燕興」(三八四年)、後燕慕容垂の「建興」(三八六年)、慕容永の「中興」(三八六年)、北燕馮弘の「太興」(四三二年)、西涼李歆の「嘉興」(四一七年)、北魏道武帝の「天興」(三九八年)、明元帝の「永興」(四〇九年)の一八例を挙げることができる。これらの年号の当該国家の存在期間や皇帝在位期間における使用時期を分類すると、王朝の最初の年号三、当該皇帝の最初の年号九、当該皇帝の二回目以降の年号六となる。さらに当該皇帝の二回目以降の年号では当該皇帝が王から皇帝になったときの年号が三である。「興」字のつく年号が即位時に多いことは文字の意味からして当然であろう。また王から皇帝になるときに制定されたこと

の理由も明確である。「興」を用いた年号は、多くは何らかの最初の年号として制定されたのである。

ところが赫連勃勃が「真興」と改元したのは、彼にとって四度目の年号制定の時であり、その時点ではすでに皇帝を称するようにもなっていた。夏は一般的な「興」字使用の状況にはなかったのである。しかし上に見てきたように、赫連勃勃には年号に対する特別な意識があったようであり、しかもこのときも「真」という前例のない文字を使っている。とするとそこに何らかの重要な意味が込められていたとも推測されるのである。

『晋書』卷一三〇赫連勃勃載記には、まず「真興」改元を記す部分に次のように述べられている。

勃勃還統万、以宮殿大成、于是赦其境内、又改元曰真興。刻石都南、頌其功德。

すなわち赫連勃勃は統万城の宮殿を完成させて「真興」と改元し、その功績と徳を頌する石碑を建立したのである。

さらに碑文が記され、その後、

名其南門曰朝宋門、東門曰招魏門、西門曰服涼門、北門曰平朔門。追尊其高祖訓兒曰元皇帝、曾祖武曰景皇帝、祖豹子曰宣皇帝、父衛辰曰桓皇帝、廟号太祖、母苻氏曰桓文皇后。

とある。統万城の南門を朝宋門、東門を招魏門、西門を服

涼門、北門を平朔門としたが、これは夏が周囲の宋・北魏・北涼・柔然を服従させる天下の中心の国家と認識したことを意味する。加えて高祖・曾祖・祖父・父・母を追尊した。夏の追尊は四一八年の皇帝即位時ではなく、この「真興」改元時に為されたのである。

「十六国」諸国の多くも創業者の父祖を追尊した。例えば後趙の石勒は三三〇年に皇帝に即位した時に高祖以下を追尊し、また前燕の慕容儁も三三二年に皇帝に即位した時に祖父の慕容廆、父の慕容皝を追尊し、さらに北燕の馮跋は三九五年に天王を称した際、祖父・父を追尊した。このように父祖を追尊することによって皇帝の権威は確立するという認識もかなり一般化していたのであり、赫連勃勃もそれを実行したと考えられる。

また建立された石碑には、赫連勃勃が自ら軍を率いて戦い、後秦・北涼・北魏を服属させたこと、壮麗な都城が完成したことが刻されている。赫連勃勃は周辺勢力を圧倒し、統万城を完成させたことを大いに自負していたのである。

「真興」は統万城の完成を始めとする国家体制の完成を受け、夏の真の建国、新たな出発を標榜する年号だったのではなからうか。

おわりに

以上のように夏の年号、特に赫連勃勃の制定した年号について、五胡十六国時代の他の諸国の年号制定形態との相違や使用された文字を主な視点として検討を加えてきた。夏の年号についての意識を明確に示した史料がないため、状況証拠を重ねることになったが、ここで見たことに大過がないとすると、改めて夏と北涼との関係を考える必要がある。五胡十六国時代、他の国家の年号を使用した例としては、北涼の他に、前涼と南涼がある。前涼については關尾史郎氏の研究により、西晋・東晋の年号を使ったことが明らかである。ただ東晋でしばしば改元があったにもかかわらず別の西晋の年号を使用し続けたり、東晋の改元よりかなり遅れて当該年号を使用し始めるなど、前涼は東晋の意向を離れて東晋の年号を使用し、独自年号に近い使い方だと言えよう。また南涼は『晋書』卷一二六秃髮僭稱載記に、

僭稱以姚興之盛、又密凶姑臧、乃去其年号、罷尚書丞郎官、遣参軍関尚聘于興。

とあり、後秦の圧力の前に自らの年号を停止し、後秦の年号を使用したと理解できるが、このときは官僚機構も廃し

たのであり、一時滅亡して後秦に服属したと理解すべきである。

ところが北涼は、自立し続けた上で夏と北魏の年号を奉用し、おそらく夏・北魏の改元に従って改元も為された。そこに北涼の特異性があると言えよう。ただ「真興」・「承陽」・「縁禾」・「太縁」の四つの年号のなかで、「真興」だけが意通や普通の文字を使うのではなく、夏の年号をそのまま使用した。すなわち「真興」と他の三年号との間にはやはり相違が存在するのである。そうした相違には、赫連勃勃と赫連昌や北魏の太武帝との年号に対する意識の相違が反映されているように思われる。「十六国」諸国の年号制定状況から見られるように、赫連勃勃は他の君主に比べて年号に対するこだわり、意識が高かったようである。そうした赫連勃勃の意識が北涼に対して「真興」年号を奉用させ、さらに意通・音通による書き換えを許さないことにつながったと考えられるのである。

註

- (1) 「吐魯番出土文書」などの出土文物を用いた五胡十六国時代の年号に関する研究は次の通り。馬雍「吐魯番的白雀元年衣物券」(『文物』一九七三・一〇)、侯燦「北涼縁禾年号考」(『新疆社会科学』一九八一・一)・「前凉年号新

考弁」(『新疆社会科学』一九八二・二)・「西晋至北朝前期高昌地区奉行年号之探討」(『考古与文物』一九八二・二)、關尾史郎「北涼政權と「真興」奉用」(『吐魯番出土文書』第1集(一)―(『東洋史苑』二二、一九八二年)、吳震「吐魯番文書中の若干年号及相關問題」(『文物』一九八三・二)、柳洪亮「吐魯番出土文書中縁禾紀年及有闐史実」(『敦煌學輯刊』一九八四・一)、韓中民「征和・延和・縁禾―歴史年号考訂一例」(『文物天地』一九八四・六)、朱雷「出土石刻及文書中北涼沮渠氏不見于史籍年号」(『出土文獻研究』一九八五年)、關尾史郎「前凉「升平」始終」(『吐魯番出土文書』第2集(二)―(『集刊東洋學』五三、一九八五年)・「縁禾」と「延和」のあいだ」(『吐魯番出土文書』第3集(五)―(『紀尾井史學』五、一九八五年)・「建平」の結末」(『吐魯番出土文書』第4集(四)―(『新瀉史學』一九九一・一、一九八六年)、白須淨真「高昌・闐爽政權と縁禾・建平紀年文書」(『東洋史研究』四五・一、一九八六年)、關尾史郎「白雀」臆説」(『吐魯番出土文書』第5集補遺)―(『上智史學』三三、一九八七年)・「龍興」紀年の随葬衣物疏考」(『吐魯番出土文書』第6集(六)―(『史朋』二二、一九八七年)・關尾史郎「建平」の結末(補遺)」(『吐魯番出土文書』第7集(四)―(『新瀉史學』二五、一九九〇年)、余太山「吐魯番出土文書所見「縁禾」、「建平」年号」(『西域研究』一九九五・一)、柳洪亮「吐魯番出土文書中「建平」、「承平」紀年索隱」(『北涼沮渠無諱退去敦煌、高昌有闐史実』(『西域研究』一九九五・一)、殷光明「北涼縁禾、太縁年

号及相關問題之辨析」(『敦煌研究』一九九五—四、一九九五年)、王素「敦煌出土前涼文献所見『建元』年号的帰属」(『敦煌吐魯番研究』二、一九九七年)、關尾史郎「承陽」(『吐魯番出土文書』割記再補一)(『東洋史苑』五〇・五一合、一九九八年)、王素「沮渠氏北涼建置年号規律新探」(『歴史研究』一九九八—四)。

(2) 關尾史郎「北涼政權と「真興」奉用」(『吐魯番出土文書』割記(一)一)(前掲注(1))・「縁禾」と「延和」のあいだ」(『吐魯番出土文書』割記(五)一)(前掲注(1))・「建平」の結末」(『吐魯番出土文書』割記(四)一)(前掲注(1))・「建平」の結末(補遺)」(『吐魯番出土文書』割記(四)一)(前掲注(1))・「承陽」備忘」(『吐魯番出土文書』割記再補一)(前掲注(1))。

(3) 王素「沮渠氏北涼建置年号規律新探」(前掲注(1))。

(4) 三崎良章「大夏年号考」(陝西師範大学西北環発中心(編)『統万城遺址綜合研究』三秦出版社、二〇〇四年)。また三崎良章「大夏紀年墓誌銘」に見える「大夏二年」の意味」(『早稲田大学本庄高等学院研究紀要』二〇、二〇〇二年)では「大夏紀年墓誌」に刻された「大夏二年」を真興二年に比定した。

(5) 李崇智『中国年号考(修訂版)』(中華書局、二〇〇一年)を参照し、前掲注(1)の諸論考などにより修正を加えた。

(6) 谷川道雄「五胡十六国・北周における天王の称号について」(『名古屋大学文学部研究論集』四一、一九六六年)のち同氏『隋唐帝国形成史論』所収、筑摩書房、一九七一年、

松下洋巳「五胡十六国の天王号について」(学習院大学東洋文化研究所調査研究報告 No. 四四『朝鮮半島に流入した諸文化要素の研究(2)』、一九九九年)によれば、五胡十六国時代の「天王」号は、事実上の皇帝ではあるが皇帝を称することが何らかの事情でためらわれる場合に用いられる称号であると考えられる。

(7) 〈表1〉に記した後燕慕容垂の最初の年号「燕元」については、『資治通鑑』卷一〇五太元九年条では、「燕王垂至鄴、改秦建元二十年為燕元年。」とあり、年号とみなしていない。本文に引用した『晋書』慕容徳載記の記載も「燕元」の故事に依りつつ、元年と称するとする。年号ではない可能性があるが、今の段階では判断できない。

(8) 石勒は九年後に「太和」、慕容儁は三年後に「元璽」、慕容徳は二年後に「建平」と建元している。

(9) 山口洋「中国古代における踰年改元について」(『中央大学大学院研究年報』文学研究科二二、一九九三年)。

(10) 鈴木桂「五胡十六国時代に関する諸史料の紀年矛盾とその成因」(『唐修『晋書』載記を中心として』(『史料批判研究』四、二〇〇〇年)。

(11) 市村瓊次郎「年号に現はれたる時代思想」(『史学雑誌』三九—四、一九二八年)。

(12) 池田温「東亜年号管見」(『踏襲・模倣をめぐって』(『東方学』八二、一九九一年)。

(13) 三五七年二月の段階では前燕と前秦は境を接し、三五六二年二月には『晋書』卷一二苻生載記に、「慕容儁遣将慕

輿長卿等衆七千入自軹関、攻幽州刺史張哲于裴氏堡。」とあるように、両国は直接の敵対関係にあったのであり、前燕が前秦の「寿光」年号を知らなかったと考えることは不自然である。

(14) 池田温前掲注(12) 論文では高句麗の「永楽」年号(三九一—四二二年?)と後燕の「長楽」年号(三九九—四〇一年)に単なる場合でない意識的な模倣が認められるとする。

(15) 大井剛「年号論」(荒野泰典・石井正敏・村井章介(編)『アジアのなかの日本史』V「自意識と相互理解」、東京大学出版会、一九九三年)。

(16) 『北史』卷九三僭偽附庸列伝夏列伝は「承光」とし、『魏書』卷九五鉄弗劉虎列伝は「永光」とする。「吐魯番出土紀年文書」による北涼の年号の研究からすると「承光」を採るべきであろう。

(17) 『三国志』・『晋書』に限っても、『三国志』魏書卷一一管寧伝、卷二五高堂隆伝、呉書卷二〇韋曜伝、『晋書』卷二三楽志下に見られる。

(18) 市村瓊次郎前掲注(11) 論文。

(19) 池田温前掲注(12) 論文。

(20) 五二三年に破六韓拔陵が、五二五年に杜洛周がそれぞれ「真王」という年号を建てて北魏に対して反乱を起こした。また一六九一年に李文が明に対して反乱を起こした際に「真混」二年と称した。

(21) 劉裕はまだ宋帝国を建国していないが、すでに東晋の実十六国夏の年号について

権を掌握し、四一八年六月には宋公となっていることから、南方の勢力を「宋」としたものと考えられる。

(22) 關尾史郎「前涼「升平」始終—『吐魯番出土文書』笱記(二)」(前掲注(1))。